

令和8年1月より 手数料の 納付方法が 変わりました！

【お知らせ】

- ・令和7年12月31日に岐阜県収入証紙の販売が終了しました。
- ・令和8年1月1日以降の申請手数料は、原則、オンライン納付又は納付書による納付にてお願いします。

1 オンライン納付を是非ご活用ください！



- ・令和8年4月以降に公開する岐阜県公式ホームページにアクセスしてオンライン決済を行います。
- ・決済後に発行される10桁の受付番号を申請書に記入してください。※領収書は発行されません。

利用可能な決済サービス

クレジットカード



コード決済



2 オンライン納付ができない場合は

納付書



4枚複写式

- ・納付書により金融機関でお支払いください。
- ・金融機関から交付される納付済証を申請書に添付してください。

※納付書は令和8年4月以降に、県消防課（県庁5階）、
(一財)岐阜県消防設備協会及び各消防本部予防課で
お渡しします。

郵送を希望する場合は、岐阜県公式ホームページに
掲載する納付書発行依頼書により依頼願います。

【問合せ先】

○手数料の支払いに関するこ

岐阜県危機管理部消防課予防保安係
〒500-8570
岐阜市薮田南2-1-1
TEL : 058-272-1111 (内線2888)

○講習に関するこ (申請書の提出先)

一般財団法人 岐阜県消防設備協会
〒500-8385岐阜市下奈良 3-11-6
岐阜県防災交流センター内
TEL:058-277-7175